

浜松市立小中学校の就学義務の猶予又は免除の手続許可基準

就学義務の猶予に関する事項

学校教育法第18条の規定により、保護者が就学させなければならない子で、病弱・発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対して、教育委員会は就学義務の猶予又は免除を認めることができる。

1 就学義務の猶予又は免除に該当するもの

該当理由	申請書 (様式)	申請に必要な添付書類	許可期間
病弱、発育不全	様式39	医師の診断書 1 申請日から起算して 1ヶ月以内とする。 2 医師の所見が記載されたものとする。	診断書により就学しないことが相当と認められる期間
施設への入所 (少年院等)	様式41	施設が発行するその施設への入所が明らかであると判断できる書類	施設の入所期間

2 就学義務の猶予又は免除の許可通知

浜松市教育委員会は、「就学義務猶予許可申請書(様式39又は41)」の受理後、一週間以内に保護者に許可の通知をする。(「許可申請書」を許可書に代える)

また、在学校の校長に対しては「就学義務猶予許可通知(様式42)」により通知する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。